

新しいステージにおける 新型コロナウイルス感染症再拡大防止対策

京都府域における緊急事態解除を踏まえ、1月12日に決定した新型コロナウイルス感染拡大防止のための京都府における緊急事態措置を2月28日24時に解除するとともに、**3月1日0時から3月14日24時**までの間、以下のとおり要請する(特措法第24条第9項に基づく要請)。

1 外出の自粛

- ・ **日中も含めた不要不急の外出の自粛**について協力を要請

2 飲食店等への営業時間短縮要請

① 対象地域・期間

- ・ 京都市域 令和3年3月1日0時から**3月14日24時**まで
- ・ 京都市以外の地域 令和3年3月1日0時から**3月7日24時**まで

② 実施内容

飲食店、遊興施設のうち食品衛生法上の飲食店営業許可を受けている店舗の**21時までの営業時間短縮(酒類の提供は11時から20時まで)**を要請

対象施設	要請内容
【飲食店】 飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く) 【遊興施設】 バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗	営業時間短縮(5時~21時)を要請 ただし、酒類の提供は11時~20時

※ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請の対象外

時間短縮要請協力店舗への協力金の支給

店舗への支給額	1店舗あたり、時短要請に応じた1日あたり4万円 (定休日を除く)
---------	-------------------------------------

3 催物(イベント等)の開催

- ・ イベント主催者等に対し、以下の要件に沿った開催を要請

- ① 人数上限 5,000人又は収容定員50%※以内(10,000人以内)のいずれか大きい方
※大声での歓声等がない場合:100% (人数上限は3月31日まで)
- ② 営業時間 21時まで
- ③ 事前協議 全国的な移動を伴うイベントや参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合、事前に京都府相談窓口へ相談すること。

4 職場への出勤等

- ・ 「出勤者数の7割減」をめざし、テレワークをより推進するとともに、出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤などの取り組みを推進すること。
- ・ 業態により困難な場合は、週休の分散化、休暇取得等により職場での密を回避すること。